

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年2月19日認可した。

平成27年3月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間8号堰地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）香伯地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鍛冶屋池上井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）低池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）赤尾上池地区
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渡辺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）ねぜり石地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山辺樋上地区
高松市東植田土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高柿地区
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柳原地区